

千葉県入札監視委員会令和6年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	令和6年10月28日(木) 午前9時から正午 ホテルプラザ菜の花 4階 「楨」	
委 員	○ 大杉 洋平 (弁護士) 亀井 靖子 (日本大学生産工学部准教授) ◎ 寺部 慎太郎 (東京理科大学理工学部教授) 峯岸 邦夫 (日本大学理工学部教授) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 副委員長	
県土整備部幹部職員	菰田災害・建設業担当部長 高橋建設・不動産課長	
関係課	企業局施設整備課、企業局経理課、教育庁教育施設課、農林水産部君津農業事務所、農林水産部耕地課、農林水産部農林水産政策課、県土整備部道路整備課、県土整備部庁土木事務所、県土整備部港湾課、県土整備部葛南湾事務所、県土整備部技術管理課(事務局)、県土整備部建設・不動産課(事務局)	
審 議 対 象 期 間	令和5年10月1日～令和6年3月31日	
審 議 案 件	5 件	(備考) 1 審議対象期間中に8件の低入札価格調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に10件(9者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3 件	
指名競争	1 件	
随意契約	1 件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	な し	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局（千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班）

TEL 043-223-3116

審議事案概要

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 低入札価格調査制度について、低入札で入札のあった事案について、どのくらい契約に至っているか。○ ほかの自治体の低入札での契約事例は注視し、参考にできる部分は、参考にしていくとよい。 | <ul style="list-style-type: none">○ 今回審議案件では、契約に至った事例はない。○ 承知した。 |
|---|---|

意見・質問	回 答
事案1 一般競争入札 【人見浄水場排水処理施設解体工事】 ○ 応札5社のうち低入札となった3社の入札金額に大きな差があるのは何故か。 ○ プラント設備の積算経験不足とのことだが撤去は特殊なのか。 ○ 低入札者に対してのヒアリングや再度見積書を求める場合もあったと思うが、失格判定基準はどこで定めているのか。 ○ 失格となった3社の低入札価格調査表において、失格判定基準に該当するか否かの判断に記載されている価格失格判定基準のア、イ、ウ、エに定める額とは何か。 ○ 価格失格判定基準はどのように算出されるのか。	○ 聞き取り調査等は実施していないため、入札金額から想定したものとなるが、プラント設備の撤去に係る費用の計上不足が要因の一つであると考ええる。 解体工事の大多数は、集合住宅やビルといった建築物の解体であり、本案件のような建築物とプラント設備を一体として解体する工事は少数であることから、撤去費用の積算の経験不足によるものと想定している。 ○ 建物とプラント設備を一体的に解体する案件は、過去の事例ではほとんど無い。 ○ 失格基準価格を下回る入札は再度見積り等を徴取せずに失格としており、これは千葉県企業局建設工事等低入札価格調査実施要領で失格判定基準を定めている。 ○ 価格失格判定基準のアは直接工事費、イは共通仮設費、ウは現場管理費、エは一般管理費等であり、それぞれで失格判定基準の価格を定めており、この基準と入札金額を照らし合わせた結果、下回る入札金額となった者を失格としている。 ○ 千葉県企業局建設工事等低入札価格調査実施要領に算定式が定められており、予定価格を基に失格判定基準価格を算出している。

○ 低入札となった３社にヒアリングを行わなかったのは通常の事務処理か。 ○ 低入札により失格となった３社の評価値が高く、工事成績のポイントがそれほど評価値に反映されていないように思うがどうか。	○ 失格判定基準に照らし合わせて、失格とした者についてヒアリングは実施していない。 ○ 評価値は入札金額と技術評価点によって得られた点数で計算しており、低入札で失格となった３者は入札金額が低いため評価値が高くなっている。 しかし、入札金額を分析すると低入札価格の失格基準以下の金額であったことから失格となっている。
--	---

意 見 ・ 質 問	回 答
事案2 一般競争入札 【千葉県立千葉盲学校長寿命化対策管理特別教室棟外改修電気設備工事】 ○ 5 者中 4 者が低入札となり、ほとんどの業者が調査基準価格を下回って工事ができるということであったが、このようになった事情として考えられることは何か。 ○ 工事としての特殊性で積算が難しい部分があったということか。 ○ 届出の中で、「別記第 7 号様式、第 16 号様式」はどういうものか。 ○ 作成が困難であったのはなぜか。 ○ 第 16 号様式が作成困難ということであるが、積算の段階で、入札前に、労務計画を立て積算額を出すものではないか。そうすると、作成ができないという理由はおかしいということになるか。 ○ 作成できないという理由に妥当性がない点について) ペナルティはないということでしょうか。	○ 内訳書に関しては、県の単価、積算基準等に従って設計しているので、間違いはないと考えている。内訳書を確認したところ、直接工事費については、2 者（落札者、低入札の 1 者）が設計額の 98%以上となっており、共通費等を安価にし過ぎたと考えられる。 ○ 学校の改修工事であり、同様の工事は発注しているので、積算が難しい部分はないと考えている。金額にばらつきがあるのは、機材・材料の調達ルートの違いや、労務費を安価にしたと想定される。 ○ 第 7 号様式は「下請予定業者等一覧」、第 16 号様式は「労務者の確保計画」である。 ○ 営繕工事であるため、下請け業者が多岐にわたることから、資料を作成することが難しかったと想定される。 ○ お見込みのとおり、入札前に予定しておくべきものとする。労務計画を立てて応札する。 ○ ない。

○ 失格となっている項目は何か。 ○ 共通仮設費や現場管理費はどのように算出するのか。 ○ 工事の内容、電灯設備の更新としてLED化は行うのか。	○ 1 者が共通仮設費、もう 1 者が共通仮設費及び現場管理費が低く、失格となった。 ○ 直接工事費を基に計算する。 ○ LED 化する。
---	--

意 見 ・ 質 問	回 答
事案3 一般競争入札（事後審査型） 【小糸川地区 水管理制御システム（その5）工事】 ○ 指名競争入札で応募のあった1者は、事後審査型で応募のあった業者と同じか。また、どのような理由で応札が活発とならなかったか。 ○ 施工方法や技術者のにも、実施可能な業者はいるか。 ○ 技術者不足については、業界全体的なことか。 ○ 過年度に発注した工事も同程度か。 ○ 今まで発注した中で、業者からは何か意見はあったか。 ○ 不調が多い工事であれば、入札条件や工事内容を変えても良いと思ったが、それらは変更して発注したか。 ○ 工事概要において、老朽化とあるが耐用年数はどの程度か。また、今回の工事は、過去に設置した施設が耐用年数を迎えたため、実施したものか。 ○ 工事名で「その5」とあるが、過年度まではどのような工事か。 ○ 親局は共通で使用するのか。	○ 事後審査型も同じ業者である。 応札が活発とならなかった理由は、技術者確保の困難や会社都合と考えられる。 ○ 過去に他地区の実績がある業者を指名しているため、技術的に実施可能であると考えている。 ○ 今回の電気通信工事の他に、ポンプ設備などの工種にも技術者不足の例は多い。 ○ 同程度である。 ○ 業者からの意見はなかった。 ○ 月の単価の入れ替えは行ったが、工事内容や入札条件などは変更せず、ルールに従って執行した。 ○ 電気設備の耐用年数は、10～15年程度である。工事は、本事業の計画に基づいた内容であり、新設で設置するものである。 ○ 本工事と同様の内容であり、令和元年から1件ずつ発注している。 ○ 共通で使用する。

○ 親局を共通で使用する場合、親局を設置した業者しか入札して来ないのではないか。 ○ 本工事（その 5）以降に、同様の工事を実施予定はあるか。	○ 他の地区の過年度の工事では、異なる業者が入札し、受注している。 ○ 実施予定の工事はある。
---	---

事案４ 指名競争入札

【県単道路改良工事（八木拡幅整備工）】

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 開札調書を見ると、８者入札している内、最低制限価格をわずかに下回る金額で７者が失格となっている。積算誤りが疑われるが、原因は何か。○ 業者に聞き取りを行ったか。○ 今回聞き取りはされていないが、聞き取りは事案によって行うということは考えられないか。○ 落札者と失格者の差額（４００万円）は各社が提出した見積りの中でどのようなところで差が生じていたのか。 | <ul style="list-style-type: none">○ 開札後及び本委員会の開催前にも確認したが、積算誤りは確認できなかった。積算単価も公表しており、通常の積算で算出可能な工種ばかりであることから、各社における経費等の計算の中で最低制限価格ぎりぎりを見積もった結果と推測している。○ 業者に聞き取りは行っていない。○ 同様の事案の発注時に原因究明のために聞き取りをするということは考えられる。○ 各社が提出した内訳書を確認したところ、経費の部分である一般管理費や現場管理費において差額が生じていた。 |
|---|--|

意 見 ・ 質 問	回 答
事案5 随意契約 【県単港湾整備（港建特別）及び県単港湾整備（港管特別）合併工事（日の出埠頭1号荷捌地整備工）】 ○ 直轄事業があつて、その隙間を縫って一時的に止まる期間などに県の工事を行う必要があり、かつ、直轄工事の邪魔にならないように施工できる業者が直轄工事をしている業者しかいないということか。 ○ 舗装工と防砂ネットの撤去は難しい工事なのか。 ○ 直轄工事を行っている業者でないといけないのか。 ○ 入札で対応できる業者はいないのか。 ○ 随意契約としたことで、経済的に安価となったか。 ○ 直轄工事の工種に舗装工はあるのか。また、舗装工は直轄工事でやってもらえないのか。	○ そのとおりである。 ○ 難易度が高い工事ではない。 ○ 直轄事業の工事により現地には資機材が置かれており、測量や整地等の準備工を行うことが難しいため、同一業者でないと工事を安全に行うことが出来ない状況である。 ○ 安全に施工が出来る業者は、直轄工事をしている業者のみと思われる。 ○ 積算上、経済的に安価となったということはない。今回の随意契約は経済的に有利ということではなく、安全に施工できる業者という観点から随意契約としている。 ○ 直轄工事に舗装工は入っていない。また、事業を実施するに当たり、国とは確認書で取決めをしており、支障となるものや付帯工事は県の方が全て行った上で、国が工事を行うこととなっている。

○ 今後も直轄事業に伴い、県で行うことはあるのか。 ○ 今回同様に随意契約となるのか。 ○ 今回、当初の工事期間よりも1ヶ月間延長する変更をしたことで、直轄工事に影響はなかったのか。 ○ 事前調査で路盤材の強度は分からなかったのか。 ○ 金額が変更増となった理由は何か。	○ 今後も支障物の撤去や利用者との調整など行うことがある。 ○ 極力、随意契約にならないように進めていきたいと考えているが、工事期間の制約や安全性の確保等が難しい場合は、やむを得ず随意契約となる可能性はある。 ○ 当初の想定より路盤材の強度があり、別のヤードに運搬した上で、処分できる企業を探していた。直轄工事への影響はない。 ○ 埋設されていたため、強度までは分からなかった。 ○ 路盤材（鉋さい）のふるい分けや処分の費用である。
---	--

委員講評

- 3号議案について、不調になった案件とほぼ同様の内容で発注されているが、多少、条件を変えてみてもよかったのではないかと思う。また、子局の工事は、親局を設置した業者以外の業者ではやりにくい工事である。
- 4号議案について、積算の内訳をみていないとわからないが、ほぼ同じ内訳であったとすれば、どこの部分でズレが生じたか、また結果的に高い金額で落札となっていることから、より適正な価格や安価での契約であるということが理想であれば、原因分析は、もう少し深掘してもよい。